Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ
MUFG
JUNE 10TH 2009
BTMU CHINA WEEKLY
発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室
編集：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW：中国企業再編税制の新規定（後編）

前回は企業再編の一般処理を解説しましたが、今回は特別処理、いわゆる新「適格企業再編税制」につき解説します。

適格条件

下記の五条件を全て充足する場合、特別処理が認められます。

（一）合理的な商業目的を有し、納税の減算、回避或いは遅延を主な目的としないこと
（二）持分譲渡或いは資産（営業）譲渡の場合における買取持分或いは買収資産の比率が全持分或いは全資産の 75%を下回らないこと
（三）企業再編後の 12 ヶ月以内は移転資産の従来の実質的経営活動を変更しないこと
（四）再編取引の対価である持分交付額が取引総額の 85%を下回らないこと
（五）企業再編において新たに持分の交付を受けた主要出資者は、再編後の 12 ヶ月内に当該取得持分を譲渡してはならないこと

これらは日本の組織再編でいうところの、適格株式交換、適格現物出資、適格合併、適格分割に相当しますが、日本の場合では再編の対価として金銭等が交付される場合には適格条件を満たさないのに対して、中国では 85%基準を採用しているところが異なります。100%持分の交付で行う中国子会社の再編であれば日中ともに適格条件を満たしますが、一部金銭等の交付のある企業再編では中国で課税の繰延べが認められても、日本で課税となる場合が起こり得ますのでご注意ください。
持分譲渡や資産（営業）譲渡で 75%基準が設けられていること、再編後 12 ヶ月以内の経営活動の変更、持分の再譲渡が禁じられていることは、企業再編に見せかけた不動産の売買を制限するなどの目的があります。
特別処理の場合の当事者各方は、当該再編取引が生じた年度の企業所得税申告時に主管税務機関に資料を届出ることとされ、12 ヶ月以内の移管資産の変更、再譲渡を行わない旨の誓約書を提出することになります。

債務免除の特別規定

債務免除の過程で認識される課税所得額が当該企業の年間課税所得額の 50%以上を占める場合、5 年に亘り均等に繰延べることができます。（表１）では、債務免除により生じた資産評価益と債務免除益の合計（100）を 5 年均等で分割する場合を図示しています。

（表1）

債権者 B/S

債権 200	

固定資産 150	債権 200
債権放棄損 50	

債務者 B/S

固定資産 100	債務 200
資産価値増分 50	
	資産評価益 50

固定資産	50	資産評価益	50
債務	200	債務免除益	50
		固定資産	150

→

課税所得	20
翌期繰越	80

デッド・エクイティ・スワップの特別規定

債務の資本組入れ（デッド・エクイティ・スワップ）では、債務免除取引と資本取引の二つを区分せず、元の債権額を以って出資額とするため、債権者、債務者共に課税関係が生じません。（表2）は、単純化のために当初の資本金勘定はゼロ、債務超過の状況を想定しています。特別処理では、債務がそのまま資本金に振替えられるため、欠損金は解消されることなくそのまま引継がれます。

（表2）

債権者 B/S

債権 200	

投資 200	債権 200

債務者 B/S

固定資産 100	債務 200
欠損金 100	

債務 200	資本金 200

持分譲渡の特別規定

前述の適格条件（譲受者の取得する持分が譲渡対象法人の全持分の 75%を下回らないこと、対価である持分交付額が取引総額の 85%を下回らないこと、など）を充足する場合には特別規定が適用されます。

ただし、内外法人間で行う持分譲渡では、これらの適格条件の他に下記のいずれかの状況に合致することが必要です。

（一）外国法人が 100%直接支配する他の外国法人に、自己の保有する内国法人の持分を譲渡し、且つ譲渡側の外国法人が主管税務機関に、3 年内に譲受側の外国法人の持分を譲渡しない旨、書面で承諾する場合。但し、譲渡者と譲受者の譲渡益課税の源泉税率が同率である場合に限る。

（二）外国法人が 100%直接支配関係にある内国法人に、保有する他の内国法人の持分を譲渡する場合。

（三）内国法人が保有する持分により、100%直接支配する外国法人に投資を行う場合。

譲受者が譲渡者に自己株式を交付して譲渡対象法人の持分を取得する適格株式交換、あるいは譲渡者が譲渡対象法人の持分を以って譲受者に出資する適格現物出資の状況が主として想定されます。各当事者の特別処理は下記のとおりとなり、いずれも課税関係が生じません。

1. 譲渡者は、譲渡対象法人の税務上の帳簿価額（取得価額等）を以って譲受者交付持分の取得価額とする
2. 譲受者は、譲渡者の有していた譲渡対象法人の税務上の帳簿価額を引継ぎ、譲渡対象法人持分の取得価額とする
3. 譲受者、譲渡対象法人の各資産・負債の税務上の帳簿価額及びその他所得税関連事項は持分譲渡の影響を受けない

（表3）

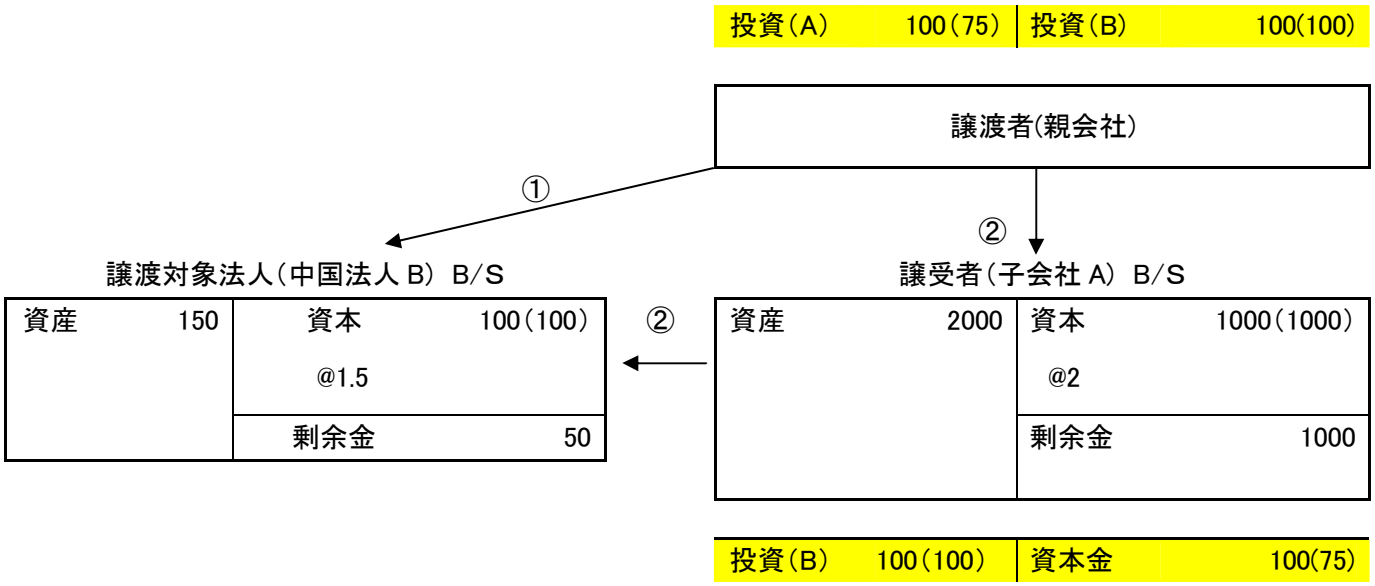

(表3)は、日本の親会社（譲渡者）が日本の 100%子会社 A（譲受者）に中国法人 B（譲渡対象法人）の持分を現物出資する状況を示しています。実数は金額（ここでは通貨単位を考慮していません）、括弧は株数（中国法人でも株数があることを仮定しています）とし、簡略化のため ¥1＝1 としています。剰余金を考慮した資本金1単位あたりの純資産は子会社 A で@2、中国法人 B で 1.5 となります。

親会社は中国法人 B の取得価額(100)と同額で子会社 A の持分を計上します。子会社 A は、親会社の税務上の帳簿価額(100)を引継いで、中国法人 B の取得価額とします。税務上の処理はこれでおわりですが、会計上は A,B 株式の交換比率を検討しなければなりません。単位当り純資産の比率は、A:B=2:1.5 なので、B の1単位と A の 0.75 単位は同価値となります（1x@1.5＝0.75x@2）。従って、子会社 A が親会社に割当てるべき株数は 75 株（＝100×0.75）です。

前述の追加条件のとおり、日本の子会社は 100%子会社でなければならず、且つ親会社は3年内に子会社持分を譲渡しない旨、中国税務当局に確認書を提出することが必要です。持分を特定目的会社（SPC）に移管して、SPC ごと他社に譲渡することで中国の譲渡益課税を逃れようとする行為への対抗措置です。また、香港子会社が譲受者となる場合には、譲渡者（日本）と譲受者（香港）の譲渡益課税に対する中国の取扱いが異なり、前者は源泉税率 10%に対し、後者は源泉免除（主たる資産が不動産である持分の譲渡を除く）ですので、適格条件に合致せず、特別処理が適用されません。

一方、外国親会社の中国子会社持分を投資性公司に譲渡することに対しては、中国税務当局の管轄内ということからか譲渡年数の制約がありません。

<u>資産（営業）譲渡の特別規定</u>

適格条件（譲受者の取得する資産が譲渡対象法人の全資産の <u>75%</u>を下回らないこと、対価である持分交付額が取引総額の <u>85%</u>を下回らないこと）を充足する場合には特別規定が適用されます。

ただし、内外法人間で行う資産（営業）譲渡では、これらの適格条件の他に下記の状況に合致することが必要です。

・内国法人が保有する資産により 100%直接支配する外国法人に投資を行う場合

譲渡者の資産を以ってする現物出資、たとえば法人としての権利義務は引継ぎたくない中資系販売会社の営業部門を実質的に引継ぎ、持分を交付することで継続的に経営にも参画させる、という状況が想定されます。各当事者の特別処理は下記のとおりとなり、いずれも課税関係が生じません。

1. 譲渡者は、譲渡対象資産の税務上の帳簿価額（取得価額等）を以って譲受者交付持分の取得価額とする
2. 譲受者は、譲渡者の有していた譲渡対象資産の税務上の帳簿価額を引継ぎ、譲渡対象資産の取得価額とする

（表4）では譲渡対象資産に 50 の含み益がある場合の国内中資系譲渡者（A）と国内外資系譲受者（B）の会計処理を例示しています。譲受者側では、持分比率を時価ベースでそろえるために（譲受者には剰余金及び含み益はないものと仮定）、受入資産の額を評価益を考慮した 150 とし、資本金を同額計上します。会計上は毎年の固定資産償却費（10 年償却）が 15 計上されますが、税務上は資産の帳簿価額(100)を引継いでいますから、償却差額 5 を取り消します。譲渡者では、時価ベースで投資勘定を計上し、固定資産との差額を資本準備金で計上します。税務上、この段階では評価益を認識せず、仮に数年後に当該持分を 200 で譲渡した場合に税務上の投資（B）の取得価額（100）との差額（100）を譲渡益として認識します。

（表4）

譲受者（B） B/S

資産	150	資本金	100
固定資産	150	資本金	150

譲渡者（A） B/S

固定資産	100	資本金	100
評価増分	50		

会計処理	固定資産	150	資本金	150	投資（B）	150	固定資産 100
	償却費	15	償却累計額	15			資本準備金 50
税務調整	償却累計額	5	償却費	5			

<u>合併の特別規定</u>

存続法人の持分交付割合が合併対価総額の 85%を下回らないか、同一企業グループ内の合併であり金銭等の交付を伴わない場合において、特別処理が適用され、合併当事者のいずれにも課税関係が生じません。

1. 存続法人が計上する消滅法人の資産及び負債は消滅法人の税務上の帳簿価額を引継ぐ
2. 消滅法人の出資者が取得する存続法人の持分は、消滅会社の税務上の帳簿価額に基づく

（表5）では、投資者を一にする同一グループ内での中国子会社の合併を想定しており、存続法人と消滅法人の出資者は実際には同一です。

（表5）

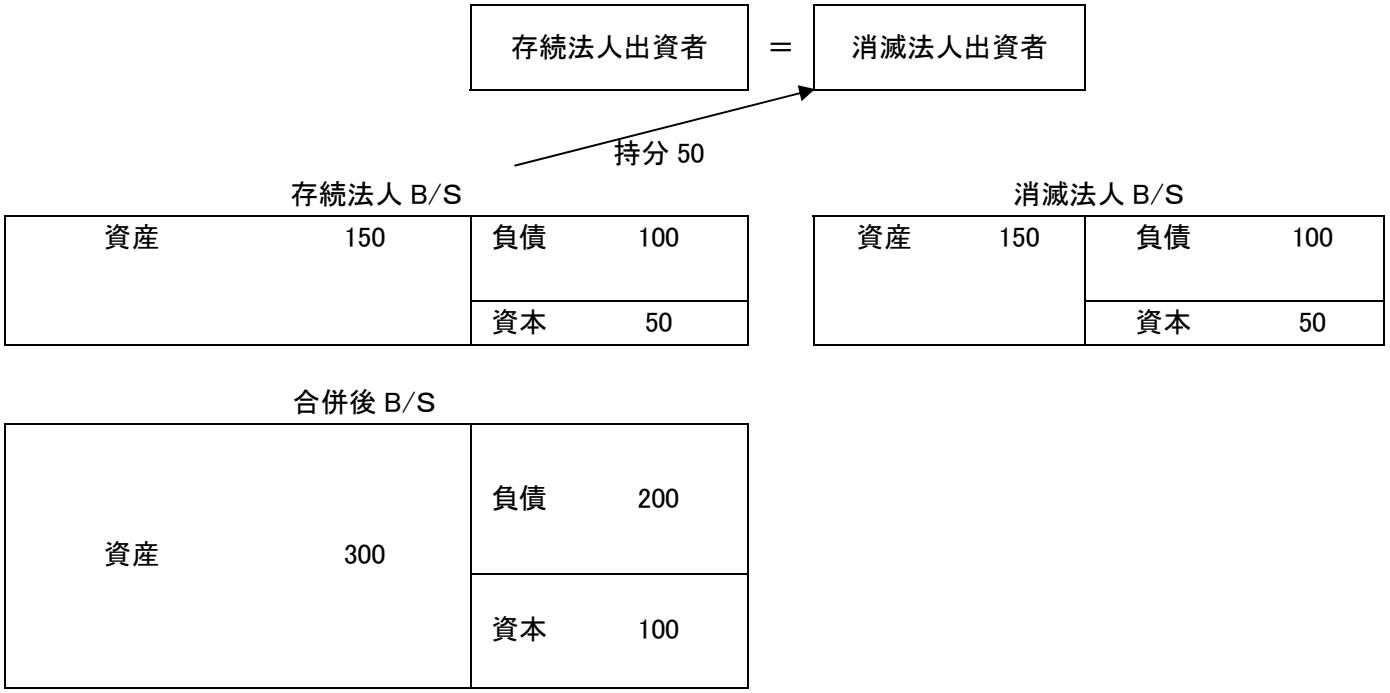

存続法人	資産	150	負債	100
			資本金	50
消滅法人	負債	100	資産	150
	資本金	50		
消滅法人出資者	投資（新）	50	投資(旧）	50

消滅法人の清算監査の省略：規定では「消滅法人の合併前の所得税関連事項は存続法人が継承する」とあり、形式的に消滅法人の税務登記抹消が必要なものの、税務事項引継を証する誓約書の提出により税務局による清算監査を省略することができます。

消滅法人の繰越欠損金：存続法人への引継ぎは、下記の金額を限度とします。

引継ぎ可能な繰越欠損金=消滅法人の時価純資産価額×合併行為発生年度末の最長期中国国債利率

優遇税制の継続：吸収合併において、合併後の存続法人の性質及び適用される税優遇条件に変更がない場合は、合併前年度の存続法人の課税所得額（欠損金は零）を基準に、税収優遇を継続して享受できます。一方、消滅法人の税優遇の継続に関する規定はありません。

合併後の損益計算書：存続法人、消滅法人のぞれぞれの税収優遇を継続的に享受する条件として、損益計算書の区分計算が規定されていましたが、上記のとおり消滅法人の税優遇の規定がなくなったため損益計算書の区分計算に意味はなくなりました。従って、合併後の損益計算書は合算ベースで作成することが原則となります。赤字法人と黒字法人の合算により損益通算ができるという意味において、課税所得の圧縮を図ることができます。

<u>分割の特別規定</u>

分割法人の全ての出資者が元持分比率により継承/新設法人の持分を取得し、継承/新設法人、分割法人共に実質的な経営活動を変えず、且つ分割法人の出資者に交付される持分が対価総額の 85%を下回らない場合において以下の特別処理を選択する場合には、課税関係が生じません。

1. 継承/新設法人に移管される分割法人の資産、負債は、分割法人の税務上の帳簿価額を引継ぐ。
2. 分割法人の分割移管資産に関連する所得税事項は、継承/新設法人が継承する。
3. 分割法人の法定期限(5 年)内の税務上の繰越欠損金は、分割移管資産の全資産に対する比率により継承/新設法人が引継ぐ。
4. 分割法人の出資者が、旧持分に代えて継承/新設法人の新持分を旧持分の税務上の帳簿価額で引継ぐ。

分割後の税優遇:存続分割の場合において、分割法人の性質及び適用税優遇の条件に変化がない場合、分割前年度の当該法人の課税所得額(欠損金はゼロとして計算)に分割前後の資産の割合を乗じて計算した額を基準に優遇を継続して享受することができます。

(表6)

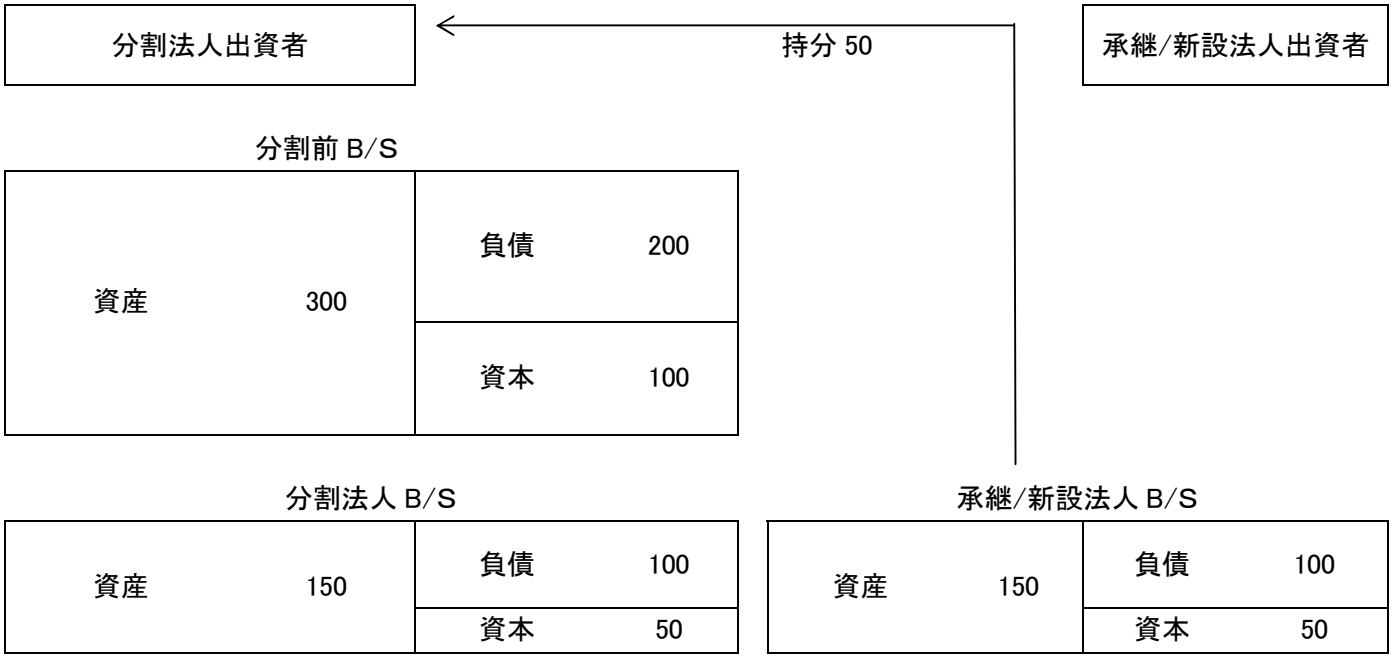

承継/新設法人	資産	150	負債	100
			資本金	50
分割法人	負債	100	資産	150
	資本	50		
分割法人出資者	投資(新)	50	投資(旧)	50

当通達は中国が企業再編税制に本格的に取組む姿勢を示したものと評価できますが、まだまだ不明点も多く、今後、企業再編関連の税務通達が立て続けに出されることが予想されます。現時点でいえることは、機動的な M&A に向けて中国の税制、法制が確実に整備されていくことです。
本稿でも明らかなように、税制上の優遇と所有権、利益分配権等の権利を区別するために異なる会計処理と税務処理が必要になるケースが、特に有限会社である外商投資企業に多く想定されます。M&A を迅速に進めるための課題として、株式会社化を検討されることが必要かと思います。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸 (公認会計士)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆5 月の PMI 指数 0.4 ポイント悪化 景気回復基調は不変：中国物流購買連合会の発表によると、5 月の中国製造業購買担当者指数(PMI)は 53.1 となり、先月より 0.4 ポイント下落したものの、3 ヶ月連続で景気拡大と縮小の分岐点となる50を超えており、景気回復の基調に変化はないと見られている。業種別では、飲料、石油加工、電気機械、金属精錬等の 14 業種が 50 を上回った一方、化学製品、通信設備、紡績等の 6 業種が 50 を下回った。なお、非製造業の PMI は 60.9 となり、3 ヶ月連続で上昇している。

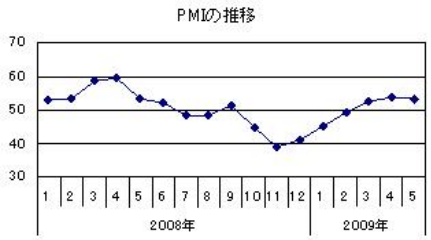

(資料)中国物流購買連合会

【産業】

◆1-4 月工業利益 減少幅が引き続き縮小：中国国家統計局の発表によると、1-4 月の全国 22 の省・直轄市・自治区（北京、広東省、重慶、チベット等の 9 地区を除く）の一定規模以上の工業企業の利益は前年同期比▲27.9%減の 4,873 億元となり、1-3 月比 4.3 ポイント縮小した。39 業種の工業企業のうち、23 業種で 1-3 月比の増加幅が拡大あるいは減少幅が縮小した。そのうち、専用設備製造業は前年同期比+2.2%で、1-3 月比 1.6 ポイント増加した。化学繊維業と交通運輸設備製造業は同▲57.6%と▲17.3%で、1-3 月比それぞれ 29.9 ポイントと 11.1 ポイント改善した。石油加工とコークス製造業は同+181.3%と大幅に増加した。また、電力工業の利益は 1-3 月の 13.7 億元の赤字から 49.2 億元の黒字に転換した。

◆バイオ産業発展促進政策 発表：国務院は 5 日、「バイオ産業の発展促進に関する若干の政策」（国弁発[2009]45 号）を発表し、即日実施した。バイオ医薬、バイオ農業、バイオ製造、バイオ環境保護等の分野における国際競争力を有する企業及び専門家の育成、産業発展に向けた資金調達ルートの拡大、バイオ市場への参入制度の改善等を図る。また、ハイテク企業に認定されたバイオ企業に対し、15%の低所得税率適用等の優遇策も盛り込まれている。なお、別途関連部門による実施細則公布の予定。

【貿易・投資】

◆増値税輸出還付率引き上げ：財政部、国家税務総局は 8 日、約 2,600 品目の増値税輸出還付率の引き上げを発表した。実施は 6 月 1 日。昨年 8 月以降 7 回目の引き上げとなる。テレビ用送信機器等の還付率を 17%まで引き上げ全額還付とした他、缶詰、果汁等の食品加工製品、靴、玩具等を 15%に引き上げた。また、一部プラスチック、陶磁器、ガラス製品等を 13%、一部鉄鋼製品を 9%に引き上げる。今年 1-4 月の輸出額は前年同期比▲20.5%と低迷が続く中、5 月 27 日の国務院常務会議で新たな外需安定策が採択され、今回の調整はその一環として、輸出企業を支援するものと見られている。

◆FDI 2008 年の回顧と 2009 年の展望：商務部のレポートによると、2008 年の実行ベース対内直接投資額（FDI）は前年比+23.6%の 923.95 億米ドルとなり、増加ペースは維持したものの、契約件数は 27,514 社、前年比▲27.4%と、1997 年以来最大の減少幅となった。投資地域別に見ると、全体の 84.8%が東部地区に集中する一方、西部への投資額が前年比+79.8%と加速が顕著で、今後、中西部の投資環境の改善に伴い、同地域への投資が更に増加する見込み。但し、金融危機の影響を受け、今年 1-4 月の契約件数は前年同期比▲34.2%、実行額は同▲21.0%と減少しており、2009 年の展望については新規、実行ベースともに伸びの鈍化が予想されている。

2008年のFDI（地域別） （単位：億米ﾄﾞﾙ）

地域	実行額	前年比	割合	前年比
東部	783.40	+19.4%	84.8%	▲3.0%
中部	74.36	+36.4%	8.1%	+0.8%
西部	66.19	+79.8%	7.2%	+10.8%
合計	923.95	+23.6%		

人 民 元 の 動 き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2009.6.01	6.8291	6.8262～6.8303	6.8265	−0.0016	7.2200	0.0644	0.8807	−0.0001	9.7114	0.1728	0.9600	2856.41	92.87
2009.6.02	6.8283	6.8270～6.8317	6.8311	0.0046	7.0785	−0.1415	0.8810	0.0003	9.6544	−0.0570	1.3000	2859.59	3.18
2009.6.03	6.8295	6.8203～6.8312	6.8307	−0.0004	7.1110	0.0325	0.8811	0.0001	9.6980	0.0436	0.9800	2916.66	57.07
2009.6.04	6.8325	6.8323～6.8342	6.8331	0.0024	7.0775	−0.0335	0.8814	0.0003	9.7073	0.0093	0.9400	2904.74	−11.92
2009.6.05	6.8338	6.8328～6.8345	6.8330	0.0019	7.0582	−0.0203	0.8815	0.0005	9.6939	0.0395	0.9400	2890.62	−14.12

RMB レビュー＆アウトルック

今週はガイトナー米財務長官の訪中が注目されたが、訪問期間中の発言は中国の経済改革を支持するとともに、人民元為替相場への言及はなく、相場への影響も限定的なものに留まった。人民元は、連休前終値とほぼ同水準となる 6.8291 で寄付後、中銀発表基準値が連日小幅な変化にとどまったこともあり、同水準での小幅な値動きのまま 6.83 台前半で越週となった。尚、週初に物流購買連合会が発表した 5 月の購買担当者指数(PMI)は 53.1 と 3 ヶ月連続で景気判断の分かれ目である 50 を上回っており、国内の景況感改善が窺える。早期の景気回復期待に今後市場でも人民元高圧力が優勢となることも考えられるが、今週商務次官より同国の輸出は 2009 年下期も引き続き弱くなるとの見通しが示されるなど外需の回復目処が立たない中、輸出産業の苦境は不変であり、国内の雇用情勢も依然として厳しい状況であることを鑑みると、人民元為替相場は当面現状水準が維持される可能性が高いだろう。（6 月 5 日作成）

（市場営業部 為替営業推進ｸﾞﾙｰﾌﾟ ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ営業ﾗｲﾝ）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。